

## 雇用表

(1) 雇用表とは

雇用表は、産業連関表の対象年（本表では平成 12 年）の 1 年間における生産活動に投入された労働量を、年平均の従業者数として従業上の地位別（個人事業主、家族従業者、有給役員、常用雇用者、臨時・日雇）に区分し、部門ごと（今回 34 部門分類）に表示したものである

(2) 雇用表の見方

雇用表の表側は産業連関表の部門分類に一致しており、表頭は従業者の従業上の地位別内訳となっている。

なお、従業上の地位別従業者の範囲は、次のとおりである。

- ・個人業主：個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している者をいう。
- ・家族従業者：個人業主の家族で、賃金や給料を受けずに仕事に従事している者をいう（賃金や給料を受けている者は雇用者に分類される）。
- ・有給役員：常勤および非常勤の法人団体の役員であって有給の者をいう（役員や理事であっても、職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則に基づいて給与を受けている者は常用雇用者に分類される。）
- ・常用雇用者：1 ヶ月以上の機関を定めて雇用されている者および調査日の前 2 ヶ月において各月それぞれ 18 日以上雇用されている者をいう。この条件を満たす限り、見習い、パートタイマー、臨時・日雇など名称がどのようなものでも常用雇用者に分類される。また、休職者も含まれる。
- ・臨時・日雇：1 ヶ月未満の期間を定めて雇用されている者および日々雇い入れられている者をいう。

雇用表の表側の部門分類は事業所を単位とするものではなく、産業連関表の概念・定義に基づく生産活動単位（アクティビティベース）である。但し、厳密にアクティビティベースで区分することが困難な部門もあり、利用にあたっては注意が必要である。

複数の部門に従事しているものについては、原則としてそれぞれの部門で 1 人として計算している。そのため、本書における部門別従業者数を他の統計調査と比較する場合は注意が必要である。

特殊な扱いをする部門である 34.その他には、従業者がいないものとして推計している。

有給役員、常用雇用者および臨時・日雇の所得は、産業連関表の雇用者所得に対応し、個人従業者および家族従業者の所得は「営業余剰」に含まれる。

表の中で参考として記している「従業者1人当たり生産額」「従業者1人当たり粗付加価値額」「雇用係数」「就業係数」は次の算式による。

- ・従業者1人当たり生産額 = 県内生産額 ÷ 就業者総数
- ・従業者1人当たり粗付加価値額 = 粗付加価値額 ÷ 就業者総数
- ・雇用係数 = 各部門の雇用者数 ÷ 各部門生産額
- ・就業係数 = 各部門の就業者総数 ÷ 各部門生産額

### (3) 雇用法の作成

作成に使用する主な資料

- ・平成12年国勢調査第3巻 第4表(大分類) 同第5巻 第3表(小分類)
- ・平成12年沖縄県の工業 付表9
- ・平成12年工業統計組替表
- ・平成8年、平成13年事業所・企業統計 第5表(中分類)
- ・平成9年、平成14年就業構造基本調査(地域編) 第3表、(全国編) 第26表
- ・県民経済計算推計資料

(事業所・企業統計と就業構造基本調査の平成12年調査はないため、上記資料で推計した。)

製造業

総額(臨時・日雇いを除く)は、従業者数(工業統計・採石を除く) + 副業者(就業構造基本調査補完値)とし、それを工業統計組替結果で「個人事業主・その他」と「常用」に分割する。

さらに、国勢調査(小分類)又は事業所・企業統計補完値により「個人事業主・その他」を「個人事業主」と「家族従業者」に分割し、事業所・企業統計補完値により「常用」を「有給役員」と「常用雇用者」に分割する。

臨時・日雇いは先に求めた常用雇用者に事業所・企業統計補完値より臨時・日雇 ÷ 常用雇用者を乗じて求める。

非製造業

国勢調査より個人事業主、家族従業者及び雇用者をもとめ、雇用者については、事業所・企業統計補完値より有給役員、常用雇用者、臨時・日雇に分割する。

以上